

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG・中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会
合同会合 報告書（案）
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成26年11月14日（金）～平成26年12月14日（日）

告知方法：環境省ホームページおよび記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及びFAX

【意見提出総数】

意見の提出者数：25通（意見の件数 71件、うち同旨意見5件）

（内訳）

地方公共団体 2通

NPO 3通

民間企業 4通

業界団体 4通

個人又は無記名 12通

【提出意見概要及び対応案】

提出された意見の概要とそれに対する対応案は次ページ以降に示すとおり。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
4	2	1	-	5	3	水銀のリスクについて ・有機水銀、無機水銀、金属水銀では、それぞれ毒性が異なるので、水銀の形態を区別してリスクを記載すべき。	ご指摘のとおり、水銀の毒性が形態により異なりますが、ここでは水銀の化学形態別のリスクについて詳述することを目的としていないことから、原案の程度の記述とさせていただきます。
5	2	1	-	6	24	【1メチル水銀の生成について】 ・「水銀」（講談社サイエンティフィク）p.219には、「大気中に存在する水銀蒸気と日光紫外線の照射により反応して、メチル水銀を生ずる可能性がある」、「水銀とメタンなどが紫外線によりメチル水銀化する機会は十分考えられる。しかし、生成量はそれほど大きなものではないのではなかろうか。」と記載されている。 ・生成量は大きくないかもしれないが、大気中においてもメチル水銀が生成すると考えられることから、「水銀は水中において～」を「水銀は、大気中においてはメタン等と紫外線による作用により、水中においてはバクテリアの働きによりメチル水銀へと変換され～」とすべきである。 【2メチル水銀の生物への蓄積について】 ・食物連鎖だけでなく、魚類等ではえら呼吸等体表面からの吸収による蓄積も考えられるため、「食物連鎖を通じた生物濃縮」を「食物連鎖とえらや体表面からの取り込みによる生物濃縮」とすべきである。 <参考> ・生物濃縮の過程において、水中の水銀濃度が高い場合は、えらや体表面からの取り込みに	ご指摘を踏まえ、①「バクテリアの働き等により」と修正します。また、②「食物連鎖を通じた生物濃縮等」と修正します。
8	3	1	-	11	11	世界の水銀対策への貢献について ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・日本が有している先進的な水銀代替・削減技術や高度な水銀リサイクルシステムを国外に輸出することで、水銀鉱山からの一次採掘を無くすなど、世界的な水銀対策に積極的に取り組んでいただきたい。	今後の対策の具体化の検討に際し参考とさせていただきます。
19	3	3	3 ②	14	14	輸出された水銀の不適正使用防止のための対策について ・日本から輸出された水銀の不適正な使用を確実に防止するため、「報告」を求めることだけでなく、より実効的で拘束力がある対策を行っていただきたい。	不適正な使用を防止するための具体的な方策に関する今後の検討に際し参考にさせていただきます。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
24	3	4	1	15	4	<p>代替製品及び水銀使用量が少ない製品への転換促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な水銀対策を推進するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・この取組をより実効的なものとするため、事業者に対して、引き続き代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発、販売促進を行うよう働きかけていただきたい。 	<p>関係する産業団体等のご協力も得ながら、水銀使用の代替及び削減を推進してまいります。</p>
32	3	4	3 ①	16	6	<p>水銀添加製品の製造等禁止の基準値・実施時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するためには、日本こそが先導的役割を果たすべきと考える。 ・そのため、国際競争のイコールフットィングの重要性、諸外国の規制制度の動向等にとらわれ過ぎることなく、日本が世界の先頭に立って上記の先進的な取組を進めていただきたい 	<p>製品製造等禁止に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
45	3	4	5 ①	17	11	<p>水銀添加製品の情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では、どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないのか、事業者、国民に十分に理解されておらず、水銀含有量の少ない製品への転換が進まない可能性があり、また、市町村等が分別回収に取り組んだとしても適正に廃棄されない可能性がある。 ・そのため、水銀含有量の少ない製品への転換や市町村等による分別回収が促進されるよう、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・この取組を実効的なものとするため、水銀添加製品及び水銀添加製品が組み込まれた製品について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法（「水銀が含まれているため、自治体の分別に従って適正に廃棄すること」等の注意喚起や、製造事業者等による自主回収ルートへの誘導等）を表示することを一般的な責務ではなく、法的に具体的に義務付けるべきだと考える。 	<p>製品情報提供及び廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
46	3	4	5 ①	17	26	<p>水銀添加廃製品の分別回収について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体が担うべき役割を明確にすること、大気中への水銀排出を抑制することは重要だと考えるので、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・製造等が禁止されない水銀添加製品の回収にあたって、既存の水銀回収スキーム（製造事業者等による自主回収を含む）があるものについては、より活用・強化し、水銀回収スキームがないものについては、構築されるを行うよう取り組んでいただきたい。 ・水銀添加廃製品の市町村等による分別収集の徹底・拡大を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。 	<p>廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。</p>

No.	章	節	項	ページ	行	意見	対応
58	3	7	1	19	21	<p>水銀等の環境上適正な運搬、保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境中に水銀を飛散・流出させることがないよう適正に管理するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・指針、基準等の策定にあたっては、「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（案）」のp. 4に記載されているように、廃棄物か否かに関わらず環境上適正な保管が確保されるよう制度を構築していただきたい。 また、保管に加え、運搬についても廃棄物処理法等の基準を考慮して指針、基準等を策定していただきたい。 	<p>暫定的保管のための指針・基準等に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
71	全体	-	-	-	-	<p>水俣条約の早期締結、発効に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病を経験した日本が、水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、先駆的な水銀対策を議論し、対策を進めていくことは非常に意義深いことだと考える。 ・そのため、引き続き必要な法整備、体制の構築を進め、早期に水俣条約を締結していただきたい。 ・また、条約の早期発効に向けて、積極的に国際調整等に努めていただきたい。 ・水俣条約対応検討小委員会 合同会合 報告書（案）22ページ（3-9 実施計画）に記載されているように「条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成」することに加え、自治体や事業者が体制整備を行うために今後のスケジュール等を示すことは重要だと考えるので、ぜひ取り組んでいただきたい。 	<p>今後の対策の具体化の検討に際し参考にさせていただきます。また、条約締結に向けた準備は、鋭意進めてまいりたいと思います。</p>

「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 26 年 11 月 20 日（木）～平成 26 年 12 月 19 日（金）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページ

意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送及び FAX

【意見総数】

意見の提出者数：41（意見の件数 119 件）

（内訳）

地方公共団体 2

NPO 2

民間企業 11

業界団体 7

個人又は無記名 19

【提出意見及びそれに対する考え方（案）】

提出された意見とそれに対する考え方（案）は次ページ以降に示すとおり。

(熊本県検討会の共通意見を抜粋)

No	章	節	項	頁	行	御意見	御意見に対する考え方(案)
19	3	5	3	10	4 ～ 13	<p>【概要】収集及び水銀回収を促進するための財政支援について</p> <p>【全文】①「望ましい」では、市町村間で水銀回収状況に差が生じるため、「望ましい」ではなく、具体的な規制として水銀回収を義務付けるべきだと考える。</p>	<p>指摘いただいた箇所は課題を記載しているものです。その旨を分かりやすくするため、「将来的な環境上のリスクを低減するとの観点からは水銀添加廃製品からの水銀回収の促進が課題である。」といたします。今後の処理の方向性については、18ページ以降の「4.3 水銀添加廃製品の処理」に示すように、既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収を促すとともに、先進都市の事例の紹介等により、市町村等による分別収集の徹底・拡大や関係機関の協力を得た回収スキームの検討が必要と考えています。</p>
30	3	5	3	10	4 ～ 13	<p>【概要】収集及び水銀回収を促進するための財政支援について</p> <p>【全文】②本文に記載されているように「市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進する」ことは重要であり、そのため、安全かつ効率的に分別・収集・運搬する方法の構築、適正な水銀回収処理業者への委託等が必要であり、それらの取組を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。</p>	<p>ご指摘については、18ページ以降の「4.3 水銀添加廃製品の処理」に示すように、既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収を促すとともに、先進都市の事例の紹介等により、市町村等による分別収集の徹底・拡大や関係機関の協力を得た回収スキームの検討が必要と考えています。</p>
37	4	1	1	12	-	<p>特別管理産業廃棄物の要件について</p> <p>処理処分・収集運搬の際に特別管理産業廃棄物の許可が必要になるため、廃金属水銀等の定義を明確に定めていただきたい。</p>	<p>今後の関係法令の検討に際して参考にさせていただきます。</p>
40	4	1	2	12	24 ～ 27	<p>廃金属水銀等の収集運搬方法について</p> <p>p13(3)保管方法で腐食防止の措置が考慮されているように、収集運搬についても腐食防止の措置を要件に定める必要はないか。</p>	<p>収集運搬の期間は保管の期間より短いことが想定されるため、腐食防止の措置は要件として想定していません。</p>
46	4	1	4	16	-	<p>最終処分のあり方について</p> <p>最終処分方法については、熊本県の検討会でも議論があったところであり、埋立処分と永久保管のメリット・デメリットを十分に吟味したうえで結論を出していただきたい。</p>	<p>廃金属水銀の保管、中間処理、処分の全体の仕組みは引き続き検討が必要と考えており、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
51	4	1	4	16	-	<p>埋立場所の記録保持について</p> <p>どこの最終処分場の、どの場所に埋め立てたのかが分かる記録を保持する必要があるため、最終処分場の図面等を用いて明確に埋立場所が特定できるような記録を義務づけるとともに、行政への報告等の制度を構築する必要があると考える。</p>	<p>現行の廃棄物処理法において、廃止後の処分場については、指定区域として指定されるとともに指定区域台帳の調整が義務付けられています。水銀処理物に関しても、この台帳に埋立場所等を記載することを検討することとしています。</p>

No	章	節	項	頁	行	御意見	御意見に対する考え方(案)
53	4	1	4	16	-	<p>最終処分方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混合埋立の禁止については、例えば隔壁を設けて明確に区分するなど、具体的に規定すべきと考える。 ・雨水浸透防止措置は埋立終了時のみならず埋立期間中においても実施すべきではないか。 	<p>ご指摘の点は、今後の検討に際して、参考とさせていただきます。なお、17 ページの表に記載のように、管理型最終処分場での処分には、埋立て期間中においても雨水浸入防止措置を追加的な措置として検討しています。</p>
63	4	2	-	17	-	<p>【概要】水銀汚染物の処理について</p> <p>【全文】廃棄物データシートは「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」に示されたものと理解するが、業界へ徹底するため、ガイドラインでの対応ではなく、法的に義務付ける必要があるのではないかと考える。</p>	<p>排出事業者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために、性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を処理業者へ提供しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。廃棄物データシート(WDS)は、その排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとしてガイドラインの中で作成したものです。</p>
71	4	3	1, 2	18 、 19	-	<p>①水銀添加廃製品の収集運搬、保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬時における水銀添加廃製品の破損による水銀の飛散・流出を防止するため、水銀添加廃製品の収集運搬の基準を定めていただきたい。 ・収集運搬だけでなく水銀添加廃製品の保管についても、環境中に水銀を飛散・流出させないよう、基準を定めていただきたい。 ②中間処理に関する基準について ・蛍光灯等の水銀添加廃製品の破碎や切断等の中間処理を行う場合には、環境中に水銀を飛散・流出させない中間処理の基準を定めるとともに、その施設については廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に規定する許可を必要とするものとし、併せて構造基準を明確に定めるべきと考える。 	<p>①の収集運搬、保管に関するご指摘の点については、水銀が飛散、溶出しやすい計測機器及び照明機器など一定程度以上の水銀又は水銀化合物を含む廃製品については、「水銀含有産業廃棄物」として指定し、水銀の飛散・流出を防止する基準を検討することが必要と考えています。</p> <p>②の中間処理に関するご指摘の点については、破碎又は切断を行う場合には、水銀が大気中に飛散しないよう処理基準を検討することが必要と考えています。</p>

No	章	節	項	頁	行	御意見	御意見に対する考え方(案)
76	4	3	1	18	-	水銀含有製品の一覧の明示等について 現状では、どのような製品に水銀が含まれているか事業者、国民に十分に理解されていないため、上記取組をぜひ進めていただきたい。	20 ページの「5.2 製品の表示等上流側で講ずべき対策について」に記載のとおり、製品の上流対策として、水銀添加製品のリスト化や水銀が使用されていることの製品への表示等の取組が必要と考えています。
78	4	3	1	18	-	適正な水銀回収スキームの拡大について ・水銀添加廃製品から水銀を適正に回収するとともに大気への水銀の排出を抑制するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・既存の水銀回収スキーム（製造事業者等による自主回収を含む）があるものについては、より活用・強化し、水銀回収スキームがないものについては、構築されるよう取り組んでいただきたい。	今後の検討に際して参考とさせていただきます。なお、水銀を含む廃製品対策については、18 ページ以降の「4.3 水銀添加廃製品の処理」に示す在り方に基づいた対策が必要と考えています。
84	4	3	2	18	-	水銀含有産業廃棄物について ・環境中への水銀の飛散・流出の防止、処分場への水銀による負荷の低減を図る観点から、水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても「水銀含有産業廃棄物（一般廃棄物）」として指定し、水銀回収を義務付けるべきだと考える。 ・仮に水銀含有産業廃棄物を「一定程度以上の水銀又は水銀化合物を含む廃製品」と規定するのであれば、「一定」の基準値の明示とその根拠を示すべきだと考える。 ・水銀回収の義務付けにあたっては、水銀回収の取組を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。	廃製品に係る水準の決定や分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。なお、蛍光灯や電池等は水銀含有産業廃棄物として指定し、適正な管理を確保することが必要と考えています。
88	4	3	2	19	-	水銀回収を義務付ける廃製品について ・蛍光灯やボタン電池等は、単体での水銀含有量は少ないものの広く普及しており、総量としては水銀量が多いことから、水銀回収を義務付ける必要があると考える。 ・これらの製品の回収を義務づけることは、水銀が付着したガラスくず、金属くず等の安定型処分場への処分防止、管理型処分場への水銀による負荷の低減になる。 ・また、水銀添加廃製品（一般廃棄物・産業廃棄物）の既存のルートは水銀回収状況に差があり、水銀回収を促進するためには、これらの製品の回収を義務付けるとともに、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。	水銀添加廃製品の管理に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。なお、照明機器やボタン型電池は、水銀の含有量が少なく、上流対策により使用量の減少や代替化が進むことが見込まれるため、既存の水銀回収ルート等を活用した水銀回収の促進を図ることが適切と考えています。また、安定型処分場への処分については禁止することが適切と考えています。

No	章	節	項	頁	行	御意見	御意見に対する考え方(案)
104	5	-	-	20	-	<p>適正な処分を行う事業者の育成、技術的・財政的な支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀添加廃製品の環境上適正な中間処理・最終処分を行うためには、それを実施する能力を有する事業者の育成が不可欠だと考える。 ・また、水銀添加廃製品を処分事業者まで輸送する際のコスト低減、及び破損により環境中に水銀を飛散・流出させるリスク低減の観点からは、できる限り地元事業者によってその役割が担われることが望ましい。 ・そうした地元事業者を育成するため、水銀を回収処理している処分事業者の実態を把握するとともに、事業者等に対し環境上適正な処分を行えるよう技術的・財政的な支援を積極的に行っていただきたい。 	今後の水銀添加廃製品の適正な処理に関する検討に際して参考にさせていただきます。
106	5	1	-	20	-	<p>退蔵された体温計や血圧計の集中回収について</p> <p>不適正処理及び破損による環境中への飛散・流出のリスク低減のため、上記取組をぜひ進めていただきたい。</p>	<p>今後の退蔵された水銀血圧計、水銀体温計の回収促進施策の検討に際して参考にさせていただきます。</p> <p>なお、既存の回収スキームについて広く普及を目指して調査を行っているところです。</p>
111	5	2	-	20	-	<p>製品への水銀含有等の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では、どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないのか、事業者、国民に十分に理解されていないため、上記取組をぜひ進めていただきたい。 ・この取組をより実効的なものとするため、水銀添加製品及び水銀添加製品が組み込まれた製品について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法（「水銀が含まれているため、自治体の分別に従って適正に廃棄すること」等の注意喚起や製造事業者等による自主回収ルートへの誘導等）を表示することを一般的な責務ではなく、法的に具体的に義務付けるべきだと考える。 	今後の検討の参考とさせていただきます。記載のとおり、製品の上流対策として、水銀添加製品のリスト化や水銀が使用されていることの製品への表示等の取組が必要と考えています。
118	全体	-	-	-	-	<p>水俣条約の早期締結、発効に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病を経験した日本が、水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、先駆的な水銀対策を議論し、対策を進めていくことは非常に意義深いことだと考える。 ・そのため、引き続き必要な法整備、体制の構築を進め、早期に水俣条約を締結していただきたい。 ・また、条約の早期発効に向けて、積極的に国際調整等に努めていただきたい。 ・水俣条約対応検討小委員会 合同会合 報告書(案) 22 ページ(3-9 実施計画)に記載されているように「条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成」することに加え、自治体や事業者が体制整備を行うために今後のスケジュール等を示すことは重要だと考えるので、ぜひ取り組んでいただきたい。 	今後の条約を踏まえた水銀対策に関する検討の際に参考にさせていただきます。なお、関係者と連携して取組を進めるためにもスケジュールを示すことは重要だと考えます。

水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 26 年 11 月 25 日（火）～平成 26 年 12 月 24 日（水）

告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

【意見提出総者】

意見の提出者数：40 通

（内訳）

- ・ 地方公共団体：2 通
- ・ NPO 等：2 通
- ・ 民間企業：6 通
- ・ 業界団体：5 通
- ・ 個人：25 通

【提出意見概要及び対応】

提出された意見の概要とそれに対する対応は次ページ以降に示すとおり。

(熊本県検討会の共通意見を抜粋)

No	該当ページ	意見全文	回答
1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病を経験した日本が、水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、先駆的な水銀対策を議論し、対策を進めていくことは非常に意義深いことだと考える。 ・そのため、引き続き必要な法整備、体制の構築を進め、早期に水俣条約を締結していただきたい。 ・また、条約の早期発効に向けて、積極的に国際調整等に努めていただきたい。 ・水俣条約対応検討小委員会 合同会合 報告書（案）22 ページ（3-9 実施計画）に記載されているように「条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成」することに加え、自治体や事業者が体制整備を行うために今後のスケジュール等を示すことは重要だと考えるので、ぜひ取り組んでいただきたい。 	<p>水俣条約の早期締結に向けて、本答申の取りまとめを受け、平成 27 年中に今般の水銀大気排出規制に係る所要の法整備（公布）を行う予定とされています。水銀大気排出規制の施行等の具体的なスケジュールについては、国において今後検討されますが、できる限り早期に周知すべきと考えます。</p> <p>なお、条約暫定事務局である国連環境計画（UNEP）によれば、平成 28 年（2016）～平成 29 年（2017）頃までの条約発効が見込まれています。</p>
4	P1	<p><本文> 「排出された水銀は大気、海洋等を通じて全世界を循環する長距離移動性を有するほか、高い環境残留性や生物蓄積性を有しており、食物連鎖を通じて高次捕食動物に高濃度に蓄積されやすい」</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物連鎖だけでなく、魚類等ではえら呼吸等体表面からの吸収による蓄積も考えられるため、「食物連鎖を通じて」を「食物連鎖とえらや体表面からの取り込みによる生物濃縮の過程で」とすべきである。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物濃縮の過程において、水中の水銀濃度が高い場合は、えらや体表面からの取り込みによる寄与が、水銀濃度が低い場合は、食物連鎖による寄与が大きくなるとのこと。 	<p>ご指摘を踏まえ、「食物連鎖を通じた生物濃縮等」と修正します。</p>
9	P4	<p>水銀による環境汚染と健康被害の防止のため、速やかに具体的な排出基準値、測定手法、対象施設を明確にし、必要な法整備、体制の構築を行っていただきたい。</p>	<p>今般の水銀の大気排出対策としては、対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、測定義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等の排出規制制度を構築する必要があると考えます。</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
73	P8	<p><本文> 「廃棄物の焼却設備等の排出源については焼却する対象物に混入する水銀含有物を可能な限り削減する」 「入口対策として、一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進し、産業廃棄物については排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底する等具体的な廃棄物対策が実施されるよう措置する」 <意見> ・大気への水銀排出抑制のため、ぜひ上記の取組を進めていただきたい。 ・この取組をより実効的なものとするため、分別回収する廃棄物を明確にし、水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても分別回収を義務付けるとともに、取組を加速化するため、市町村等に対し技術的、財政的な支援を行っていただきたい。</p>	<p>入口対策として、一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進すること、水銀添加製品を廃棄する際に地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行うこと、産業廃棄物については、排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底することや、事業者が製品等を購入する際に水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択する等の努力を求めることが必要と考えます。 この論点と関連する具体的な対策は、中央環境審議会循環型社会部会において検討されています。</p>
80	P8	<p><本文> 「水銀添加製品を廃棄する際には地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行うことや、製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択すること等国民に対して一定の努力を求める」 <意見> ・水銀添加製品の適正廃棄、代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進のため、事業者、国民に対して、上記取組をぜひ進めていただきたい。</p>	
85	P8	<p><本文> 「水銀添加製品を廃棄する際には地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行うことや、製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択すること等国民に対して一定の努力を求める」 <意見> ・この取組をより実効的なものとするため、水銀添加製品及び水銀添加製品が組み込まれた製品について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法（「水銀が含まれているため、自治体の分別に従って適正に廃棄すること」等の注意喚起や製造事業者等による自主回収ルートへの誘導等）を表示することを一般的な責務ではなく、法的に具体的に義務付けていただきたい。</p>	<p>製品情報提供については、国民又は事業者が製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択する努力を求めることが必要と考えます。 この論点と関連する具体的な対策は、中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの合同会合において検討されています。</p>
96	P9	<p><本文> 「水銀排出抑制技術に関する情報の収集整理、国民に対する普及啓発等の必要な施策を着実に講じていくとともに、規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するために金融・税制上の支援措置を講ずる」 <意見> ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。</p>	<p>国民に対する普及啓発等の施策や、規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するための金融・税制上の支援措置を講じていくべきと考えます。</p>